

U・Jターンなど
する方に！

マイホーム取得をご検討中のみなさまへ



当初5年間の
借入金利

年**0.25%**引下げ

【フラット35】Sとの併用で、
当初5年間 年**0.5%**引下げ

【フラット35】

地域活性化型


※【フラット35】地域活性化型は、地域活性化に積極的な地方公共団体のマイホーム取得に対する補助金交付などの財政的支援とセットで、【フラット35】の当初5年間の借入金利を年0.25%引き下げる制度です。

上野原市移住者住宅取得等補助金のご相談は



上野原市
UENOHARA CITY
総務部政策秘書課政策担当
☎ 0554-62-3191



【フラット35】に関するご相談は  住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

お客さまコールセンター

0120-0860-35 (通話無料)

営業時間：9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)
ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。
048-615-0420 (通話料金がかかります。)



山梨県の最東部で、首都圏中心部から約60から70キロメートル圏に位置し、東は神奈川県相模原市、南は道志村、西は大月市と都留市、北は小菅村と東京都西多摩郡と隣接しています。

また、中央自動車道上野原IC、JR中央本線上野原駅及び四方津駅・国道20号、主要地方道四日市場上野原線・上野原あきる野線・上野原丹波山線・大月上野原線があり、首都東京を中心とする関東圏から山梨県への東玄関として重要な交流拠点となっています。

市内を流れる桂川、秋山川、鶴川、仲間川及びそれらの支流によって形成された河岸段丘が住民生活の基盤をなしており、山岳・段丘・河川がつくりだす自然環境は、日照時間が長い等様々な自然の特性に恵まれています。なお、桂川・秋山川はともに相模川水系であり、神奈川県における主要な水道供給源となっています。

上野原市で利用できる
【フラット35】地域活性化型はこちら



上野原市移住者住宅取得等補助金

【主な要件】

- ・市外の市区町村に5年以上居住し、平成28年4月1日以降に、市内に転入する移住者。
- ・平成28年4月1日以降に住宅を取得して定住（市内に永住、又は5年以上生活の本拠を置き、かつ、住民基本台帳に記録されるもの）する者。
- ・借入要件（住宅並びに住宅用地の取得、既存家屋の増改築に際し、金融機関から10年間以上、かつ、1,000万円以上の借入があること）を満たす者、かつ、市内に転入した日現在において50歳未満の者。
- ・定住地の自治会に加入した者。
- ・市税等を滞納していない者。
- ・本補助金の交付を受けたことがない者。
- ・自己の居住の用に供する家屋。ただし、既存家屋を増改築する場合には、新築住宅と同様の機能並びに設備を備えるもの。

【補助金額】

基本金額50万円に次に該当するものに係る額を加算した額とし、上限を100万円とする。

- ・子育て世帯：中学生以下の子の数に20万円を乗じて得た額
- ・若者夫婦世帯：20万円
- ・Uターン世帯：10万円



連携

【フラット35】

地域活性化型(UJターン)

【主な要件】

- ・上野原市外から上野原市内への移住者であること。

金利の引下げ内容

金利の引下げ期間

金利の引下げ幅

当初5年間 年0.25%

※【フラット35】Sとの併用で、当初5年間 年0.5%引下げとなります。

※地方公共団体の補助金交付等が終了した場合、受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

<注意事項> ●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は、令和3年3月31日までの申込受付分に適用となります。【フラット35】子育て支援型・地域活性化型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の利用にあたっては、地方公共団体の実施する補助金交付などの対象であることを証明する「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。このほか、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の利用にあたっては、住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資の基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。お客さまコールセンターまでお問合せください。【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は、借換融資には利用できません。●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利率を一定期間0.25%引き下げる制度で、当初10年間金利を引き下げる【フラット35】S（金利Aプラン）と当初5年間金利を引き下げる【フラット35】S（金利Bプラン）があります。【フラット35】Sは、新築住宅の建設・購入及び中古住宅の購入の際にご利用いただけます。【フラット35】借換融資には利用できません。令和3年3月31日までの申込受付分に適用となります。【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。【フラット35】Sのご利用にあたっては、取得する住宅が、省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。お客さまコールセンターまでお問合せください。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。